

非常変災時の学校の対応について(お知らせ)

1 登校前に警報が発表された場合

- (1) 豊橋市に「特別警報」発表の場合
 - ① 登校させない。
 - ② 「特別警報」が解除されても、学校からメール等で登校の連絡があるまでは登校させない。
- (2) 豊橋市に「暴風警報・暴風雪警報」発表の場合
 - ① 午前6時00分までに解除されたときは、平常通り授業を行う。
 - ② 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。
- (3) 豊橋市に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」発表の場合
 - ① 原則として、平常通り授業を行う。
 - ② 状況によって、登校が危険と判断される場合には、学校からメール等で連絡をする。
- (4) 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令されている場合……「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など、何かしら出ている。
 - ① 通学路の状況等により、授業の有無、授業開始時刻を決定する。原則として、平常どおり授業を行います。
 - ② 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたうえで欠席扱いにはしません。
- (5) 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合
 - ① 午前6時00分を過ぎても解除されないときは当日授業を行いません。(臨時休校)。

2 登校後に警報が発表された場合

- (1) 豊橋市に「特別警報」発表の場合
 - ① 即刻授業を中止し、児童を学校に留め置く。(通学団下校は行わない。)
 - ② 道路等の安全を確認し、引き渡しができる状況であれば、引き渡しを行う。
- (2) 豊橋市に「暴風警報・暴風雪警報」発表の場合
 - ① 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。学校に残した児童は、校内のもっとも安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡し、保護者へ引き渡しをする。
 - ② 台風の中心位置、進行速度及び方向、気象状況等より判断し、全児童を安全に帰宅させようと判断したときは、当日の授業を中止し、教師が引率して速やかに下校させる。(『児童引き渡しカード』で「1の迎えに行くので、学校で待機させてほしい」を選択されたご家庭は、お迎えにみえるまで学校で待機させます。)

(3) 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令された場合……「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など、何かしら出ている。

- ① 気象状況を把握するとともに、交通機関および通学路の状況などから判断し、授業の継続または中止を決定します。
- ② 状況の悪化が見込まれるときは直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移ります。
 - a 児童生徒を校内に留めおき、安全を確保します。
 - b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メールを配信し保護者に知らせます。

(4) 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令された場合

- ① 直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移ります。
 - a 「学校に留めおき(屋内安全確保)」「引き取り下校」「集団下校」など下校方法についてメール配信でお知らせします。
 - b aに示す方法では都合が悪い場合、学校へ連絡して下さい。ご相談に応じます。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(1) 調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意の場合

- ① 続報に注意し、通常通り教育活動を続ける。

※ 校区の状況を確認しながら、児童の命を守ることを最優先する。

※ 校外学習中の場合は、安全な場所に児童を集合させた後、帰校させる。

(2) 調査終了の場合

- ① 平常通りの教育活動を継続する。

4 その他

急な雷や竜巻、激しい雨などで危険を感じた場合は、保護者の判断で登校を遅らせる等の対応をしていただいても構いません。その場合、遅刻の扱いとはしません。なお、車で送迎する場合は、交通事故に十分ご注意ください。

また、登校前、愛知県にJアラートの情報が発信された場合は、自宅待機をさせていただきます。自宅待機の解除・継続や臨時休校等の対応については、メール等で連絡します。